

特定小売商業施設の立地の状況等について

目 次

1 . 現行の基本方針における特定小売商業施設の立地調整の考え方等	1
2 . 本県と他県の大型店の出店状況	2
3 . 東北6県の小売商業環境の変化	3
4 . 大型店出店による周辺への影響	4
5 . コンパクトシティ政策に係る国の動き	8

1. 現行の基本方針における特定小売商業施設の立地調整の考え方等

(1) 特定小売商業施設の立地調整の基本的考え方

ア 7つの生活圏に基づく考え方

本県は、多極分散型の県土構造という特徴を大切に、それぞれの生活圏の特性を生かした県づくりを推進しており、特定小売商業施設の適正な配置においても、当面は7つの生活圏の考え方を基本として、各生活圏における人口や市街地の規模等を踏まえて検討する。

イ 生活圏内における誘導地域の考え方

① 計画的な商業の集積が見込まれること

県の都市計画区域マスタープランにおいて商業集積に関する考え方を明記しているなど、計画的な商業の集積が見込まれる市町村に誘導する。

② 商業の集積地としてゾーニングされていること

都市計画により商業の集積地としてゾーニングがなされている市町村に誘導する。

③ 人口の規模及び集積があること

「持続可能な歩いて暮らせるまちづくり」の実現のため、一定以上の人口規模や人口集積のある地域を有する市町村に誘導する。

④ 都市機能の集積があること

人口減少や高齢化が急速に進行する中で持続可能な自治体運営を実現するためには、既存の社会資本の活用が重要であることから、一定以上の都市機能が集積している市町村に誘導する。

⑤ 周辺市町村からの公共交通機関等によるアクセスが良好であること 公共交通機関等を利用することで、自動車を利用しない人でも不便なく買い物ができる公共交通機関等の結節点がある市町村に誘導する。

ウ 抑制地域の考え方

まちの郊外への拡散の進行や環境への負荷が増大すると考えられる地域への立地は抑制する。

(2) 特定小売商業施設の誘導に関すること

ア 特定小売商業施設の立地を誘導する市町村

7つの生活圏ごとに、人口や都市機能が集積されており、商業の集積を図る必要がある以下の要件をすべて満たす市町村への立地を促進する。
また、生活圏内において、特定小売商業施設のうち特に規模の大きなものが立地する場合には、特に人口が多く、高度な都市機能や商業集積のある生活圏の中心市町村に立地することが適当である。

- ① 県の都市計画区域マスタープランにおいて、商業を集積させる方針を明記している。
- ② 中心市街地活性基本計画の認定を受けている。
又は、基本方針と整合性が確保された基本構想を定めている。
- ③ 都市計画法に規定する用途地域のうち商業地域又は近隣商業地域がある。
- ④ 福島県消費購買動向調査で、広域型商圏都市又は地域型商圏都市に分類。
- ⑤ 国勢調査の人口集中地区がある。ただし、生活圏内に人口集中地区がない場合は、生活圏内において人口が最も多い。
- ⑥ 鉄道やバスなどの公共交通機関等の結節点があり周辺の市町村からアクセスが良好。

イ 特定小売商業施設の立地を誘導する地域

特定小売商業施設の適正な配置を推進する観点から、上記アに該当する市町村において、以下の優先順位に基づき立地を促進する。

- ① 認定中心市街地内、又は基本構想において特定小売商業施設を誘導する地域内の商業地域
- ② 認定中心市街地内、又は基本構想において特定小売商業施設を誘導する地域内の近隣商業地域

(3) 特定小売商業施設の抑制に関すること

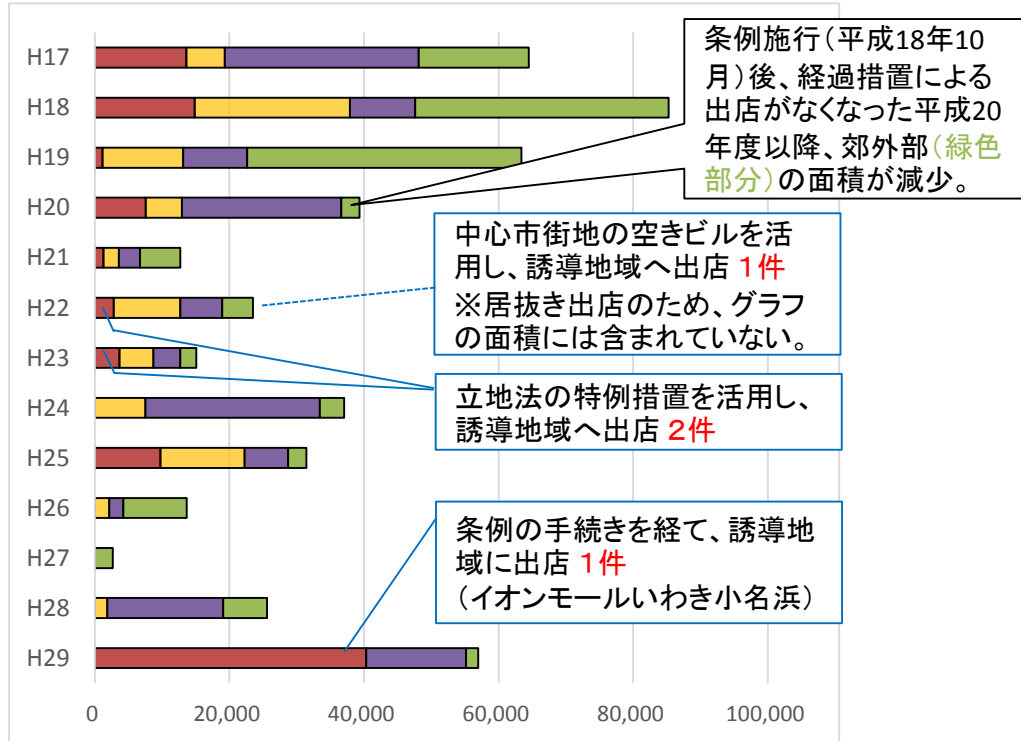
上記(2)における誘導する地域以外への特定小売商業施設の立地は抑制する。
特に、以下の地域への立地については、厳に抑制する。

- ① 市街化を抑制する地域（市街化調整区域）
- ② 市街化の見通しが明確でない地域
（用途地域が定められていない都市計画区域など）
- ③ 集団性の高い優良な農地（農振法に規定する農用地区域など）
- ④ 景観の優れた地域（福島県景観計画における景観形成重点地域）
- ⑤ 自然環境を保全すべき地域（自然公園など）
- ⑥ 良好な水環境を保全することが特に必要な地域（水環境保全区域）
- ⑦ その他商業まちづくりの推進に影響を及ぼす地域

2. 本県と他県の大型店の出店状況

- 本県では、条例に基づく県の基本方針や市町村の基本構想において、大型店(店舗面積6,000㎡以上)を誘導、抑制する地域等を定め、郊外部への立地抑制、中心市街地等への立地誘導を図っている。
- そのため、大規模小売店舗(店舗面積1,000㎡超)のうち、店舗面積6,000㎡以上の大型店の立地件数や割合は、東北6県及び隣県の中で、本県が最少となっている。

本県の大型店の出店状況(立地環境別の店舗面積)



商業系 : 商業地域、近隣商業地域

住居系 : 低層住居専用地域(第一種、第二種)、中高層住居専用地域(第一種、第二種)、住居専用地域(第一種、第二種)、準住居地域

工業系 : 工業専用地域、工業地域、準工業地域

郊外等 : 市街化調整区域、白地地域、都市計画区域外

東北6県及び隣県の大型店の出店状況

	店舗面積 1,000㎡超	うち 6,000㎡以上	6,000㎡以上 の割合
福島県	48	2	4.2%
宮城県	74	12	16.2%
う ち 仙 台 市	(31)	(8)	25.8%
山形県	41	5	12.2%
岩手県	49	10	20.4%
秋田県	29	3	10.3%
青森県	36	5	13.9%
茨城県	102	18	17.6%
栃木県	77	8	10.4%
新潟県	90	7	7.8%
う ち 新 潟 市	(34)	(3)	8.8%

○ 大規模小売店舗立地法の新設届出(H24~29年度)(経産省)を基に作成。

○ 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出(平成17年度~平成29年度)を基に作成。
○ 立地環境の4区分は、都市計画法に規定する地域地区(用途地域)や区域区分等を参考に分類。

3. 東北6県の小売商業環境の変化

- 本県は、条例による郊外部への大型店の立地抑制の影響もあり、店舗面積の減少率は最も高い。
- 一方で、販売額は宮城県に次いで増加率が高い。

■青森県

	事業所	従業者 (人)	販売額 (百万円)	面積 (㎡)
H19	15,155	88,330	1,439,959	1,918,124
H24	12,738	80,192	1,229,974	1,751,398
対H19比	-15.9%	-9.2%	-14.6%	-8.7%
H28	12,183	80,936	1,471,523	1,698,643
対H19比	-19.6%	-8.4%	2.2%	-11.4%

■岩手県

	事業所	従業者 (人)	販売額 (百万円)	面積 (㎡)
H19	14,721	82,746	1,319,816	1,827,616
H24	12,348	76,362	1,188,093	1,602,028
対H19比	-16.1%	-7.7%	-10.0%	-12.3%
H28	11,909	78,557	1,408,865	1,637,684
対H19比	-19.1%	-5.1%	6.7%	-10.4%

■秋田県

	事業所	従業者 (人)	販売額 (百万円)	面積 (㎡)
H19	13,009	72,091	1,140,430	1,601,129
H24	11,097	66,044	1,011,029	1,430,307
対H19比	-14.7%	-8.4%	-11.3%	-10.7%
H28	10,307	65,410	1,156,349	1,402,508
対H19比	-20.8%	-9.3%	1.4%	-12.4%

■宮城県

	事業所	従業者 (人)	販売額 (百万円)	面積 (㎡)
H19	22,056	155,875	2,531,787	3,295,157
H24	17,920	134,756	2,198,649	2,663,091
対H19比	-18.8%	-13.5%	-13.2%	-19.2%
H28	18,461	142,623	2,900,847	2,906,286
対H19比	-16.3%	-8.5%	14.6%	-11.8%

■山形県

	事業所	従業者 (人)	販売額 (百万円)	面積 (㎡)
H19	13,710	74,401	1,222,199	1,703,001
H24	12,047	68,918	1,077,527	1,525,026
対H19比	-12.1%	-7.4%	-11.8%	-10.5%
H28	11,343	67,267	1,197,929	1,485,793
対H19比	-17.3%	-9.6%	-2.0%	-12.8%

■福島県

	事業所	従業者 (人)	販売額 (百万円)	面積 (㎡)
H19	21,255	125,606	2,038,908	2,747,602
H24	17,665	109,069	1,703,976	2,323,262
対H19比	-16.9%	-13.2%	-16.4%	-15.4%
H28	17,042	112,699	2,183,996	2,292,793
対H19比	-19.8%	-10.3%	7.1%	-16.6%

- 商業統計調査(H19)及び経済センサス活動調査(H24、H28)を基に作成。
- 事業所:事業所数 従業者:従業者数 販売額:年間商品販売額 面積:売場面積 売場効率:年間商品販売額/売場面積
- 従業者数は、H19年、H28年は6月1日現在、H24年は2月1日現在の従業者数。年間商品販売額はH19年はH18.4.1～H19.3.31、H24年はH23.1.1～H23.12.31、H28年はH27.1.1～H27.12.31の期間の販売額。
- 平成24年は、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村(7町村)が対象外となっている。(=事業所数等ゼロ)
- 平成28年は、大熊町、双葉町、葛尾村、飯館村(4町村)が対象外となっている。(=事業所数等ゼロ)

《参考》

赤字の太字は、最も減少率が低い、又は、増加率が高いもの
 赤字は、2番目に減少率が低いもの
 青地の太字は、最も減少率が高いもの
 青地は、2番目に減少率が高いもの

4. 大型店出店による周辺への影響①

○ 平成19年2月の名取市内における大型店(店舗面積5万㎡超)開店の影響で、名取市全体の販売額は、平成19年以降増加している一方、名取市周辺では、大きく販売額を減らしている市町村もある。

	宮城県	従業者数		年間商品販売額	
		人	H19比(%)	百万円	H19比(%)
H19	仙台市	71,362	-	1,268,154	-
	白石市	2,147	-	35,978	-
	名取市	6,306	-	88,201	-
	岩沼市	2,592	-	39,509	-
	柴田町	2,216	-	34,302	-
	大河原町	2,475	-	39,499	-
	村田町	704	-	10,345	-
	合計	87,802	-	1,515,988	-
H24	仙台市	48,560	68.0	1,073,269	84.6
	白石市	1,607	74.8	25,388	70.6
	名取市	4,358	69.1	97,718	110.8
	岩沼市	1,770	68.3	32,163	81.4
	柴田町	1,589	71.7	26,841	78.2
	大河原町	1,806	73.0	33,593	85.0
	村田町	462	65.6	9,186	88.8
	合計	60,152	68.5	1,298,158	85.6

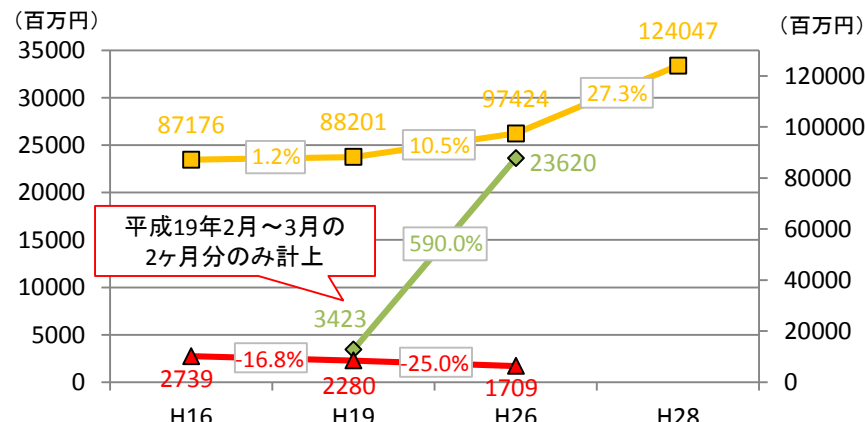
H19.2
大型店オープン

	全国	従業者数		年間商品販売額	
		人	H19比(%)	百万円	H19比(%)
H19	全国	7,579,363	-	134,705,448	-
	岩手県	82,746	-	1,319,816	-
	宮城県	155,875	-	2,531,787	-
	山形県	74,401	-	1,222,199	-
	福島県	125,606	-	2,038,908	-
H24	全国	7,403,616	97.7	114,852,278	85.3
	岩手県	76,362	92.3	1,188,093	90.0
	宮城県	134,756	86.5	2,198,649	86.8
	山形県	68,918	92.6	1,077,527	88.2
	福島県	109,069	86.8	1,703,976	83.6

【参考】

◆ 大型店立地による商業集積地 ▲ 名取市中心市街地合計 □ 名取市合計

【年間商品販売額】



○ 商業統計調査(H16、H19、H26)及び経済センサス-活動調査(H24、H28)を基に作成。従業者数は、H16年、H19年、H28年は6月1日現在、H24年は2月1日現在、H26年は7月1日現在の従業者数。年間商品販売額はH16年はH15.4.1～H16.3.31、H19年はH18.4.1～H19.3.31、H24年H23.1.1～H23.12.31、H26年はH25.1.1～H25.12.31、H28年はH27.1.1～H27.12.31の期間の販売額。

○ 中心市街地は、「名取市中心市街地活性化基本計画」で定める中心市街地内の商店街(商業まちづくり課調べ)の合計値。
○ 名取市合計は右軸、それ以外は左軸。
○ 商業統計調査(H26)は、日本標準産業分類の第12回改定及び調査設計の大幅変更を行ったことに伴い、商業統計調査(H19)や経済センサス-活動調査(H28)の数値とは接続しないため、参考値。

4. 大型店出店による周辺への影響②

○ 平成26年3月の天童市内における大型店(店舗面積3万㎡超)開店の影響で、天童市では、大きく販売額を増やしている一方、天童市周辺では、販売額を減らしている市町村や販売額の増加率が他県と比較して低い市町村が多い。

	山形県	従業者数		年間商品販売額	
		人	H24比(%)	百万円	H24比(%)
H24	山形市	13,836	-	288,011	-
	天童市	3,159	-	60,883	-
	寒河江市	2,379	-	43,426	-
	中山町	395	-	6,579	-
	河北町	908	-	13,038	-
	東根市	2,081	-	39,106	-
	合計	20,677	-	411,937	-
H28	山形市	14,527	105.0	316,442	109.9
	天童市	3,663	116.0	84,549	138.9
	寒河江市	2,178	91.6	45,466	104.7
	中山町	334	84.6	5,575	84.7
	河北町	852	93.8	14,156	108.6
	東根市	2,308	110.9	48,938	125.1
	合計	21,554	104.2	466,188	113.2

H26.3
大型店オープン

	福島県	従業者数		年間商品販売額	
		人	H24比(%)	百万円	H24比(%)
H24	福島市	14,255	-	267,920	-
	郡山市	16,270	-	340,623	-
	会津若松市	6,411	-	124,706	-
	いわき市	14,678	-	301,740	-
	合計	51,614	-	1,034,989	-
	H28	福島市	16,179	113.5	353,689
郡山市		18,458	113.4	433,691	127.3
会津若松市		7,465	116.4	156,846	125.8
いわき市		16,551	112.8	406,663	134.8
合計	58,653	113.6	1,350,889	130.5	

	宮城県	従業者数		年間商品販売額	
		人	H24比(%)	百万円	H24比(%)
H24	仙台市	48,560	-	1,073,269	-
	白石市	1,607	-	25,388	-
	名取市	4,358	-	97,718	-
	岩沼市	1,770	-	32,163	-
	合計	56,295	-	1,228,538	-
H28	仙台市	58,492	120.5	1,491,357	139.0
	白石市	1,759	109.5	30,556	120.4
	名取市	5,181	118.9	124,047	126.9
	岩沼市	2,124	120.0	40,763	126.7
	合計	67,556	120.0	1,686,723	137.3



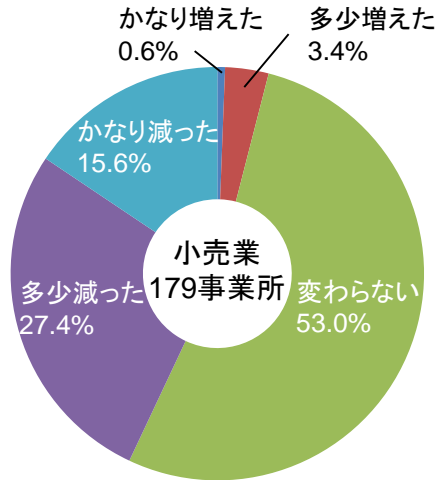
	全国	従業者数		年間商品販売額		
		人	H24比(%)	百万円	H24比(%)	
H24	全国	7,403,616	-	114,852,278	-	
	青森県	80,192	-	1,229,974	-	
	岩手県	76,362	-	1,188,093	-	
	宮城県	134,756	-	2,198,649	-	
	秋田県	66,044	-	1,011,029	-	
	山形県	68,918	-	1,077,527	-	
	福島県	109,069	-	1,703,976	-	
	H28	全国	7,654,443	103.4	145,103,822	126.3
		青森県	80,936	100.9	1,471,523	119.6
		岩手県	78,557	102.9	1,408,865	118.6
宮城県		142,623	105.8	2,900,847	131.9	
秋田県		65,410	99.0	1,156,349	114.4	
山形県	67,267	97.6	1,197,929	111.2		
福島県	112,699	103.3	2,183,996	128.2		

○ 経済センサス活動調査(H24、H28)を基に作成。従業者数は、H24年は2月1日現在、H28年は6月1日現在の従業者数。年間商品販売額は、H24年はH23.1.1～H23.12.31、H28年はH27.1.1～H27.12.31の期間の販売額。

4. 大型店出店による周辺への影響③

○ 平成29年7月の松本市中心市街地での大型店(店舗面積3万㎡超)開店の影響で、周辺(半径5km)小売事業者の来店者数や売上が減少している。

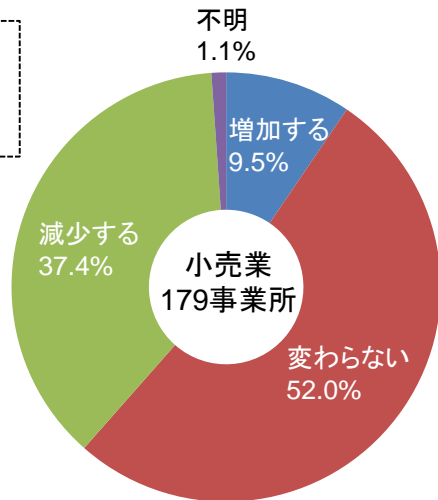
1. 来店客数の変化



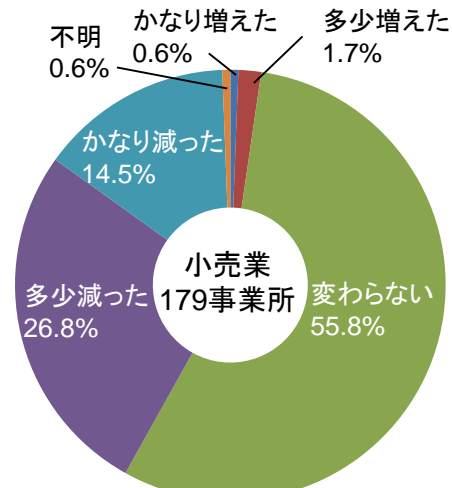
・「多少減った」、「かなり減った」を合わせた43.0%が開店前後で来店客数が減ったと回答。

2. 今後の来店客数の見通し

・37.4%の小売事業者が今後來店客数が減る見込みと回答。



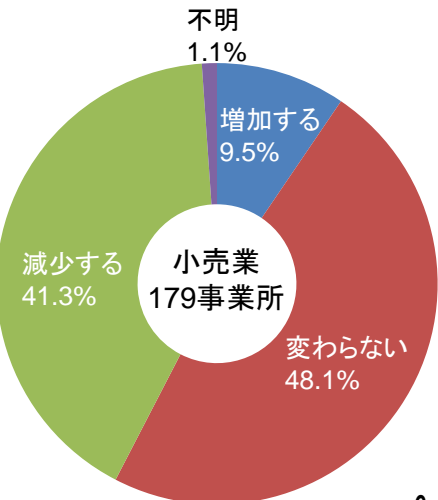
3. 売上げの変化



・「多少減った」、「かなり減った」を合わせた41.3%が開店前後で売上げが減ったと回答。

・41.3%の小売事業者が今後売上げが減る見込みと回答。

4. 今後の売上げの見通し



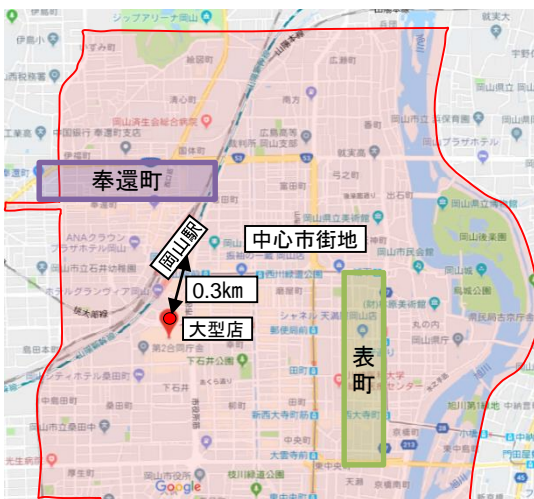
○ 「大型店出店に伴う影響に関する調査」(松本市・松本商工会議所)〔2018.2会報まつもと〕より引用)を基に作成。
※松本市、松本商工会議所が、大型店の中心市街地への出店により、大型店から半径5km圏内の事業者にどのような影響があったか等を無記名アンケート方式で調査したもの。

4. 大型店出店による周辺への影響④

○ 平成26年12月の岡山市中心市街地での大型店(店舗面積6万㎡)開店により、まち全体に人の流れが生まれている。

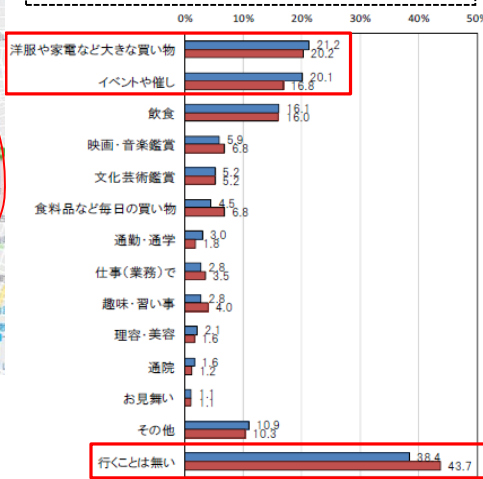
1. エリア別顧客行動 ※岡山市及び周辺市町村に在住する生活者に対するWeb調査

→一般生活者が、エリア別に、そのエリアに行くときの目的等を選択



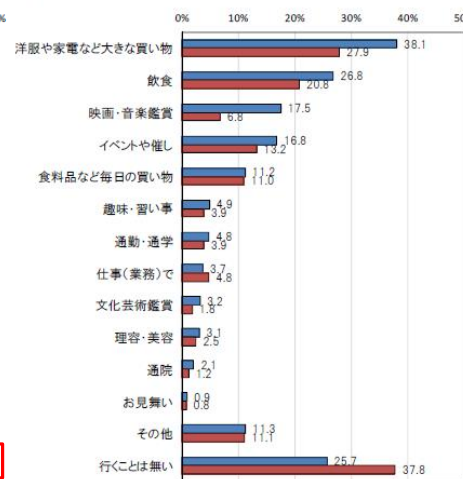
表町・天満屋

- ・客足がわずかながら増加
- ・特に「行くことは無い」が減少



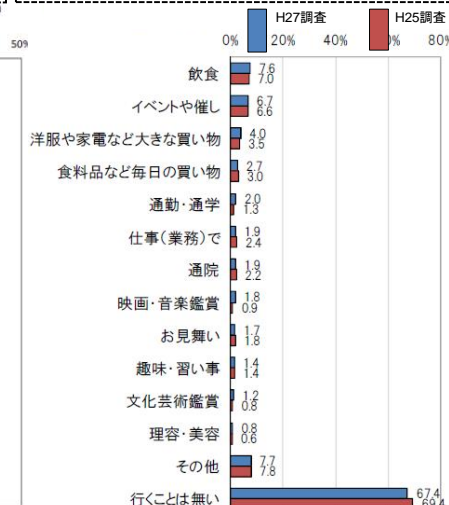
駅前・大型店周辺

- ・大型店出店前後で大きく変化



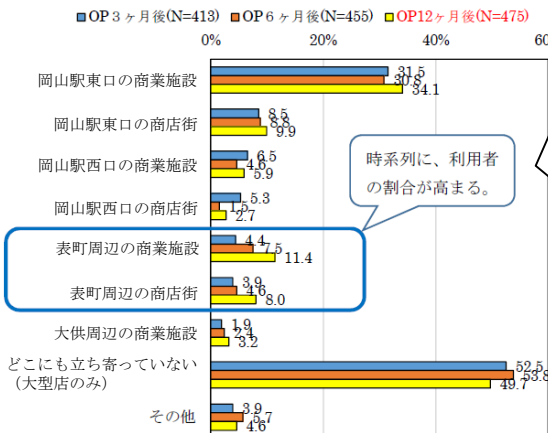
西口・奉還町

- ・今のところ大型店の効果は見られない。



2. 大型店来店者の回遊状況 ※1と同じWeb調査

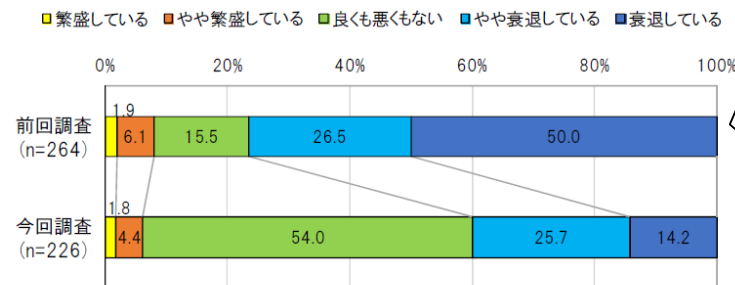
→一般生活者のうち大型店にいった方が、ついでに立ち寄った場所を選択



・大型店に行った際、立ち寄りたり利用した既存の商業施設や商店街の中で、「表町周辺の商業施設」、「表町周辺の商店街」において、利用した人の割合が高まっている。
・大型店の利用者が表町方面へと回遊している状況が生まれている模様。

3. 商店街における大型店オープン前後の景況感 ※商店街個店調査

→商店街の個店が、大型店オープン前後を比較し、現在の景況感を選択



・オープン前に50%の商店主が「衰退している」と答えたのに対し、オープン後の調査では、14%と激減。
・ただし、「良くも悪くも無い」がオープン前の16%からオープン後の54%となっていることから、売上げ・収益には今ひとつ結びついていないことが考えられる。

図Ⅲ-29. 5～6年前と比べた現在の景況感

○「商店街等調査報告書(平成28年3月)」(岡山大学地域総合研究センター)を基に作成。
※岡山市、岡山商工会議所、岡山大学が連携し、大型店オープンによる岡山市の商業に与える影響を調査したものである。

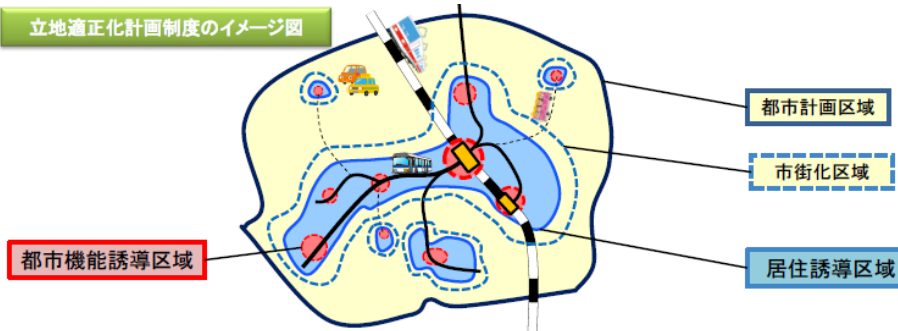
5. コンパクトシティ政策に係る国の動き

「立地適正化計画」による「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりの推進

医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて、都市全体の構造を見直し、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを進めるため、平成26年の都市再生特別措置法の改正によって、「立地適正化計画」が制度化された。

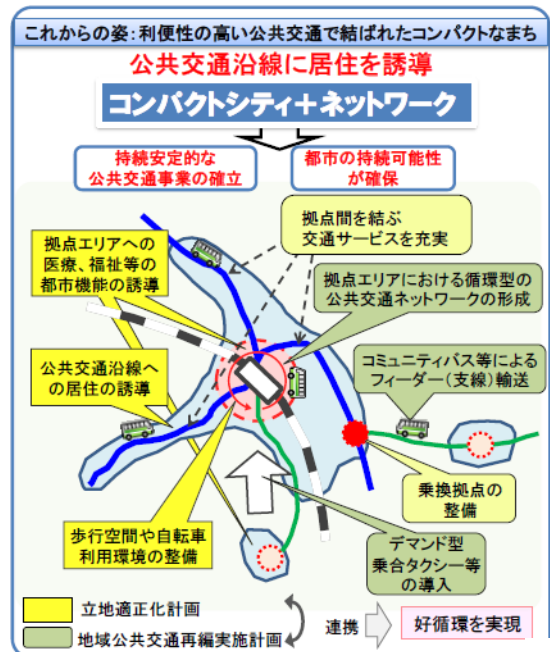
都市機能や住居を誘導する区域内での誘導施設等の整備に対する支援や区域外への立地に係る市町村への事前届出・勧告などにより、拠点エリアへ誘導する。

立地適正化計画制度のイメージ図

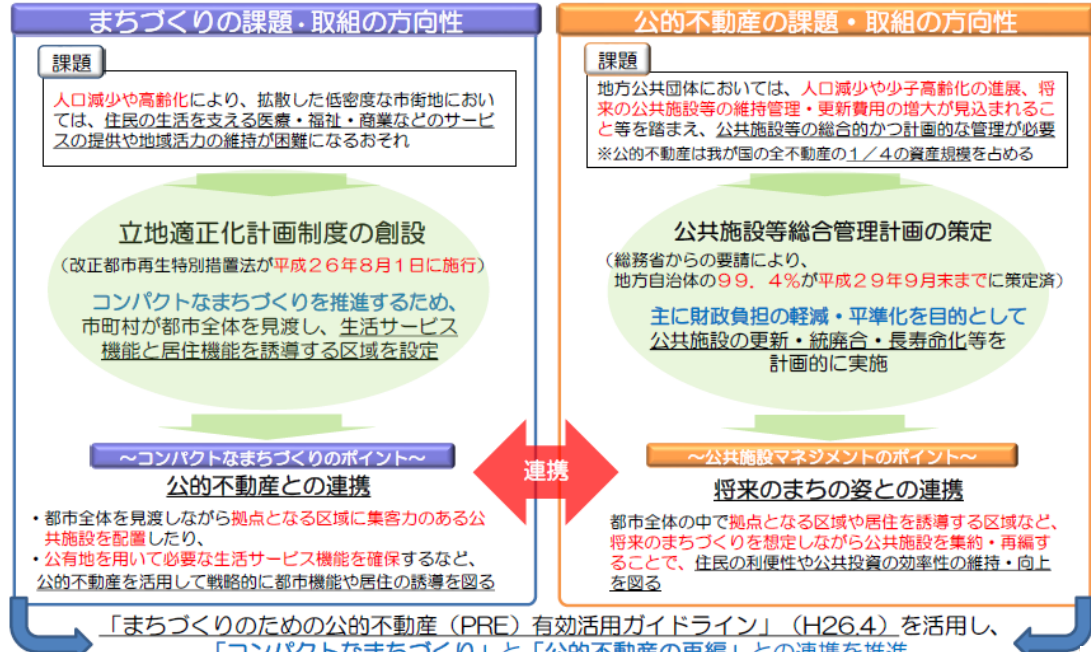


立地適正化計画と関係施策との連携

(1) 地域公共交通施策との連携



(2) 公共施設再編施策との連携



○ 「立地適正化計画作成の手引き」(国土交通省)より引用。

【参考】「コンパクト・プラス・ネットワーク」のモデル都市の取組事例(岐阜市)

○ 国土交通省ホームページより引用。

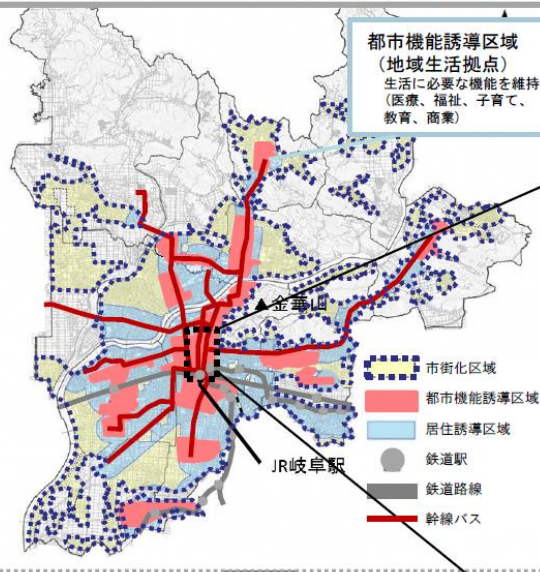
岐阜県岐阜市:人口約40.6万人(H27)→約35.8万人(H47)

国土交通省
(地域公共交通網形成計画)平成27年4月3日公表
(立地適正化計画)平成29年3月31日公表

居住

幹線バス路線沿線への居住誘導

公共交通の便利な地域を居住誘導区域に設定
(市街化区域の57%)
(郊外団地は生活環境を維持しつつ誘導区域に含めない)



居住誘導区域へ3.3万人誘導(区域外人口の約20%)

居住誘導区域の人口密度を維持
51.2人/ha(H27)→51.2人/ha(H47)

まちなかへの居住誘導

- まちなか2地域の5プロジェクトで約1100戸供給(予定含む)。更に4プロジェクトも検討中。
- まちなか居住を支援(取得:上限50万円/戸 賃貸:上限24万円/年)



交通

ビッグデータや地域住民の意見を反映させた、生産性の高い持続可能な地域公共交通の再構築

- ビッグデータで乗車率の高いダイヤを設定
- 乗継拠点の整備と併せて路線分割を行い、幹線と支線を役割分担(岐阜駅のハブ化も実施)
- 地域住民が、ルート、ダイヤ、運賃を決定するコミュニティバスを運行



沿線人口の増加によりバス利用者増加

バスの利便性向上により沿線人口増加

まちなかへのバス+徒歩のアクセシビリティ向上

岐阜市柳ヶ瀬健康ステーション(健康チェック、健康づくり教室、健康相談等)

健康・運動施設(健康増進、健康相談)

福祉・医療等施設(3Fフロア)
福祉施設(特養等)

都市部の回遊性向上歩行者空間の確保



バス年間利用者数

	万人	5年増減	
H12	2,390		
H17	1,780	▲610	-26%
H22	1,800	+20	+1%
H27	1,730	▲70	-4%
H32	1,900	+170	+10% <目標>

全国平均: 2%減 (H17-H25)

バス利用者増・運行の効率化により乗車効率約2割向上

健康

まちなかへ出かける仕掛けづくり

- 市街地再開発と合わせて、まちなかに健康・運動施設(トレーニング施設等)を整備
- 中心市街地空き店舗を活用した健康ステーション
- 歩車分離、ウォーキングコースの案内、トイレ整備
- 健康づくり活動へのポイント制度を導入
- 住民参加型の健康づくり運動(各地域で実施)

自治会の協力でウォーキングイベント実施

成人に占める8000歩/日歩く人の割合が増加

26.7%(H28)→50%(H33)※2

医療費抑制 約27億円/年 ※1

※2 第3次ぎふ市民健康基本計画より引用
20歳以上の岐阜市民7.9万人(歩行数4000歩以上~8000歩未満が9000歩、歩くよう(歩行数平均1300歩増加)になれば達成)

歩いて暮らせるまちなか居住者の増加

※1 岐阜市の設定する各計画の目標が達成された場合を仮定して国土交通省試算 ※3 国民健康・栄養調査(2008~13年、2012除く)から国土交通省算出

5. コンパクトシティ政策に係る国の動き②

「都市再生基本方針」の一部変更(平成26年8月1日閣議決定)

平成26年の都市再生特別措置法の改正により、コンパクトシティの実現を目指す「立地適正化計画」制度の導入に伴う改定を行うため、「都市再生基本方針」の一部を変更し、都道府県の役割を追加。

第五 立地適正化計画作成に関する基本的な事項

2 立地適正化計画において具体的に明らかにされるべき視点等

イ 連携・調整

- 立地適正化計画の内容の実現のためには、近隣市町村等との協調・連携が重要である。このため、例えば、以下のような取組を行うことも考えられる。
 - ・ 公共交通沿線等の複数の市町村が役割分担をしながら連携してコンパクトシティ化に取り組むため、連携して立地適正化計画を作成すること。
 - ・ **隣接市町村等の影響を受けることも多いことから、都道府県は、市町村が立地適正化計画を作成しやすいよう、広域的な調整を図ること。**

「都市再生基本方針」より引用

「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」の一部変更(平成26年7月25日閣議決定)

平成26年の中心市街地活性化法の改正に係る内容の反映や中心市街地の活性化に向けた制度・運用の見直しを図るため、「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」の一部を変更し、都道府県の役割を追加。

第12章 その他中心市街地の活性化に関する重要な事項

4 都道府県における体制整備

(省略)

特に、中心市街地の活性化のために郊外の大規模集客施設の立地を抑制している市町村がある一方、その隣接市町村で地域雇用創出等のために大規模集客施設を郊外に誘致するなど、市町村間の政策の違いによって中心市街地の活性化に取り組む市町村の政策効果が限定的になる場合もある。

こうした課題に対応すべく、広域自治体である**都道府県は、広域的観点から、市町村相互の整合性確保と連携促進を図るために指導、助言を行うなど、大規模集客施設の立地について適切な誘導を行うことが重要**である。

(省略)

「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」より引用